

議員提出議案第4号

企業版ふるさと納税制度の運用是正を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大平高志
賛成者	同	井木裕

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

## 企業版ふるさと納税制度の運用是正を求める決議（案）

企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する再生計画に対し寄附を行った場合に税制上の優遇措置を受けられる仕組みで、わが町の寄附対象は「第2期 琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」中の主事業5項目に列記されているものに限られる。

この国が認定した地方創生プロジェクトである主事業は当然優劣が無いのであるが、本定例議会中の町長との質問の中で、町が「熱中小学校事業が困っている」、「これがお勧めです」と寄付者に誘導とも取れる行為を行っていたことが明らかとなり、結果として主事業中の1分野でしかない「琴浦熱中小学校事業」に企業から受けた寄付の全てが充当されていることが判明した。

例えば、勧めるにしても、船上山発電所の電力購入事業者の寄付であれば河川の維持のための放流を利用した施設であり、その歴史的経過から主要事業の1つである経済産業の中にある農林水産業の項目に対し行われるべきで、その後も然りといえる。

そもそも、本制度は企業が自社の理念に基づいて寄付を行う事が前提にも関わらず、町当局が破綻した熱中通販の代替えとして企業版ふるさと納税を活用すると言って憚らないことが問題の根源ともいえる。

この様な一部の事業だけに寄付が行われる事を前提とした制度設計では、本件の様に制度趣旨が歪められるだけでなく、地域再生計画が事後評価に加えて、事業の実施状況に関する客観的な指標について、原則、毎年効果検証するよう努めることとなっているが、他の事業が蔑ろとなるのでは、それも難しい。

本来、寄付は住民福祉の増進といった主事業を中心とした町が抱える今日的課題に等しく使われるべきであり、この様な制度趣旨を逸脱した運用は是正されるべきである。

以上、決議する。

令和 3年 3月 18日

鳥取県東伯郡琴浦町議会